

令和8年度第1回三重県地域公共交通協議会バス専門部会 議事要旨

- 1 開催日時 令和8年6月22日（木）14:30～15:30
- 2 開催場所 三重県合同ビルG201会議室（オンライン併用）
- 3 構成員の現在数 26名
- 4 議事録署名人 堀出委員、竹原委員
- 5 バス専門部会に出席したとみなされた者の数
委員出席者 24名（代理出席を含む）

第1号議案 三重県地域公共交通計画「別冊」及び「別紙」について

（事務局より、第1号議案資料に基づき説明。昨年度からの変更内容の詳細について、三重交通竹原委員より説明。以下の質疑応答を経て、承認された。）

- 森地委員 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果に記載されている目標値のうち地域間の移動者数はどのように把握するのか。
- 事務局 事業者が年1回実施する乗降調査において、各市町間の移動状況を把握している。
- 柿内委員 長野線について、津駅前から桜橋の運行を分離した際に、利用者数が大幅に減ることにならないか。
- 竹原委員 現時点で桜橋に商業施設がないため、利用者の減少はないと見込まれる。今秋、桜橋に商業施設が開業される際は、長野線を延長するのではなく、津市内線（仮称）として津駅から桜橋の区間を新設する予定である。長野線は1時間ほどかかる長い路線であり、運転士の労務時間管理、定時性の確保の都合上系統を短くする必要があり、始発地を津駅に変更する。長野線から津駅での桜橋への乗り継ぎについては、降車から次の乗車が60分以内であれば、エミカをご利用いただくことで乗り継ぎ運賃が割引される。
- 堀出委員 本省からコロナ特例による補助要件緩和措置について、令和10年度事業以降は行わないと聞いている。そのため、生産性向上の取組、利用促進等に取り組んでいただきたい。本申請について、運輸支局に申請後、修正等が必要になった場合は、部会長了解のもと対応することも含め承認いただきたい。

報告第1号 令和7年度地域公共交通確保維持改善事業の二次評価について

（事務局より、資料に基づき説明。意見なし。）

報告第2号 要対策路線における利用促進等対策の状況について

（事務局より、資料に基づき説明。以下のとおり、意見あり。）

- 出口代理 御座線・宿浦線について、利便増進実施計画の認定を受けるのが難しく、御座線・宿浦線・伊勢志摩線として再編したところ、地域間幹線系統補助金を継続的に受けられる見込みが立っていると思われるが、五ヶ所（A）線については、今後、協議が必要という認識でよいか。
- 事務局 現時点では、状況を注視しながら引き続き生産性向上等に取り組んでいく必要がある路線と認識している。今後、さらに厳しい状況となれば、利用促進等対策検討会議を設置して対策を協議することとなる。
- 堀出委員 利便増進実施計画、サービス継続実施計画については、期間が限られている。計画期間が終了し、特例措置が切れた後について、対策をお願いしたい。
- 事務局 いずれも令和10年度末が終期となる。2年以上維持が困難な路線は要対策路線として申し出ていただく仕組みとなっていることから、今年度末に要対策路線として位置付け、来年度早々にはその後の対策について協議を始める必要があると認識している。

以上